

経済政策の方向性に関する中間整理（抄）

平成 30 年 11 月 26 日
未来投資会議 まち・ひと・しごと創生会議
経済財政諮問会議 規制改革推進会議 合同会議

第 4 章 消費税率引上げに伴う対応等

消費税率については、法律で定められたとおり、平成 31 年 10 月 1 日に現行の 8 % から 10 % に 2 % 引き上げる予定である。5 年半に及ぶアベノミクスの推進により、生産年齢人口が 450 万人減少する中においても、経済は 11.6 % 成長した。雇用は 250 万人増え、正規雇用も 78 万人増えた。今こそ、少子高齢化という国難に正面から取り組まなければならない。お年寄りも若者も安心できる全世代型の社会保障制度へと、大きく転換し、同時に財政健全化も確実に進める。前回の 3 % 引上げの経験を活かし、あらゆる施策を総動員し、経済に影響を及ぼさないよう、全力で対応する。

その際、①臨時・特別の措置を講ずる 2019・2020 年度予算を通じて、各措置の規模・実施時期をバランスよく組み合わせ、全体としての財政規律を堅持するとともに、②各措置の目的を明確にし、③未来及び経済構造改革に資する観点も十分踏まえて対応する。

あわせて、消費税率引上げの必要性やその影響を緩和する措置などについて、国民に分かりやすく広報を行う。

2. 軽減税率制度の実施

2019 年 10 月 1 日の消費税率の 10 % への引上げに当たっては、低所得者に配慮する観点から、酒類及び外食を除く飲食料
品と定期購読契約が締結された週 2 回以上発行される新聞について軽減税率制度を実施する。レジ導入をはじめとする事業者への支援、軽減税率・価格転嫁対応に係る相談体制の拡充、対象品目の線引き等についての Q & A の追加をはじめとする一層丁寧な周知徹底など、制度の円滑な実施に向けた準備を進める。

4. 耐久消費財（自動車・住宅）の購入者に対する税制・予算措置

消費税負担が大きく感じられる大型耐久消費財について、2019 年 10 月 1 日以降の購入にメリットが出るよう、税制・予算措置を講じる。

自動車については、2019 年 10 月 1 日以降に購入する自動車の保有に係る税負担の軽減について検討を行い、平成 31 年度税制改正において結論を得る。

住宅については、消費税率引上げ後の住宅の購入等にメリットが出るよう、税制上の措置について検討を行い、平成 31 年度税制改正において結論を得る。住宅ローン減税の効果が限定的な所得層を対象とするすまい給付金について、2019 年 10 月以降、既定の方針に沿って、対象となる所得階層を拡充するとともに、給付額を最大 30 万円から 50 万円に引き上げる。あわせて、一定の省エネ性、耐震性、バリアフリー性能を満たす住宅や家事・介護負担の軽減に資する住宅の新築やリフォームに対し、一定期間に限ってポイントを付与することについて、年末に向けて検討する。

5. 消費税率の引上げに伴う柔軟な価格設定（ガイドライン）

我が国では、消費税が導入されて以降、導入時及び税率引上げ時に、一律一斉に価格を引き上げるとの認識が定着しているが、1960年代から1970年代前半に付加価値税が導入され、税率引上げの経験を積み重ねてきている欧州諸国では、税率引上げに当たり、どのようなタイミングでどのように価格を設定するかは、事業者がそれぞれ自由に判断している。このため、税率引上げ時に一斉に価格の引上げが行われることはなく、税率引上げ前後に大きな駆け込み需要・反動減は発生していない。こうした点を踏まえ、我が国においても、消費税率引上げ前後において、事業者のそれぞれの判断によって柔軟な価格設定が行えるよう、ガイドラインを整備する。

一方、下請け等の中小企業・小規模事業者に対する消費税の転嫁拒否等が行われないう、転嫁拒否等に対する監視、取締りや、事業者等に対する指導、周知徹底等に努め、万全の転嫁対策を講じる。

ガイドラインの整備とあわせ、中小小売業に関する消費者へのポイント還元に対し支援（後述）を行うことにより、消費税率引上げ前後における価格の変動をできる限りなだらかにし、消費者が安心して買い物をできるようにすることを通じて、消費を平準化することを目指す。